

千葉県家庭児童相談室と主任児童委員との連絡会議運営要領

1 趣旨

この要領は、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日児発第360号厚生省児童局長通知）に基づいて、家庭児童相談室が主任児童委員と連携・協調して、地域内における家庭児童の情報収集や実情把握に努め、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図ることを目的として開催する家庭児童相談室と主任児童委員との連絡会議（以下「連絡会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

2 協議事項

連絡会議は、保健福祉センターの実情に応じ年数回開催し、地域内における下記の事項について、情報交換、情報収集及び意見交換等を行う。

- (1) 要保護家庭の援護
- (2) 子育て支援
- (3) 児童の健全育成
- (4) 児童虐待
- (5) その他の児童家庭に関わる事項

なお、必要に応じて児童相談所、保健所や教育機関などの専門機関、警察署及び地域内の民生委員・児童委員協議会等との連絡・調整を図るものとする。

3 組織

- (1) 連絡会議の組織は、こども家庭課長、家庭児童相談室における家庭相談員及び児童福祉に携わる職員並びに主任児童委員で構成する。
- (2) こども家庭課長は、連絡会議を統括するとともに、その議長となる。

4 運営

- (1) 連絡会議は、議長が必要と認めるときに招集する。
- (2) 議長は、必要に応じて部会を設けることができる。
- (3) 議長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させることができる。

5 事務局

連絡会議の事務局は、こども家庭課とする。

6 結果報告

連絡会議の開催結果について、こども家庭課長は保健福祉センター所長及びこども家

庭支援課長に、主任児童委員は所属の地区民生委員・児童委員協議会にそれぞれ報告し、今後の家庭児童福祉の向上に役立てるものとする。

7 補則

この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年8月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。